

メンタルヘルス講演会等支援事業実施要領

1 趣旨

近年、精神疾患により休職する組合員が増加しており、組合員がメンタルヘルスに対する理解を深めるとともに、ストレスに対する対処法などの知識を習得することが必要となっている。

組合員が、自発的に心の健康管理について学び、継続してセルフケアを行うための動機付けとなるよう、この事業を実施する。

2 事業内容

公立学校共済組合広島支部（以下「支部」という。）の組合員により構成する団体（以下「団体」という。）が開催する、組合員のためのメンタルヘルスに関する講演会、講習会及び研修会等（以下「講演会等」という。）を支援する。

(1) 支援内容

団体が企画し、実施する講演会等に対して、予算の範囲内において費用の助成を行う。

(2) 要件

ア メンタルヘルスに関する啓発と、継続してセルフケアを行うための内容とした講演会等とする。

イ 申請は、既存の団体以外でも可能である。

ウ 講演会等への参加者数が、原則として15人以上の団体とする。ただし、支部が特に必要と認める場合は、14人以下の団体も申請することができる。

エ 同一団体につき、年度内1回の支援とする。

オ 実施期間は、毎年度、4月1日から2月末日までの間とする。

(3) 助成内容

講師派遣に係る経費（謝金、旅費、振込手数料）について助成する。

ア 謝金は、22,000円を上限とする。

イ 旅費については、広島県の旅費規程に基づき算出することとし、8,000円を上限とする。

ウ 振込手数料が発生する場合は、振込手数料を助成する。

エ 助成後に経費に変更が生じ、当該経費が助成額を下回る場合は、支部が指定する期日までに差額を口座振込みにより支部へ返還するものとする。この場合において、返還に係る振込手数料は団体の負担によるものとする。

3 実施方法

(1) 支援を希望する団体は、別記様式第1号によるメンタルヘルス講演会等支援事業申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上、支部に提出する。

(2) 支部は、申請書の内容を審査の上、助成に係る決定を行い、その結果を通知する。決定後に講演会等の内容若しくは講師に変更が生じた場合又は実施を中止した場合（実施日を変更した場合を除く。）は、当該決定を取り消す。

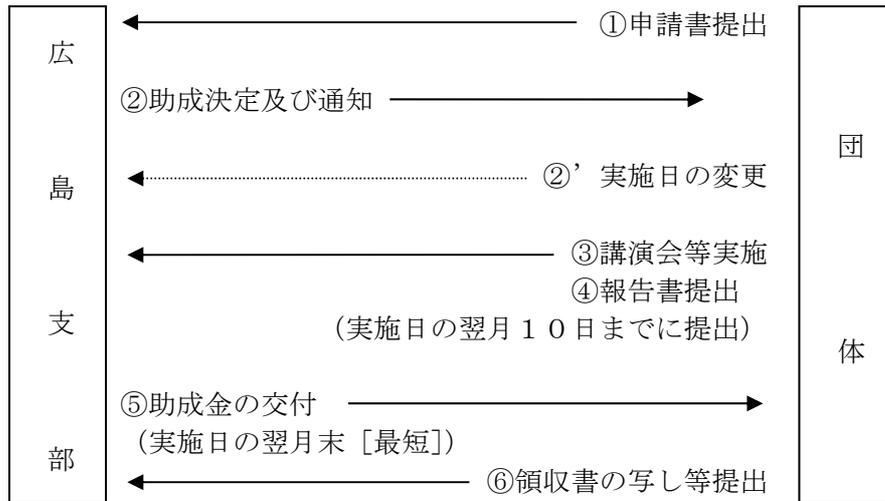
(3) 団体は、申請書に基づき講演会等を実施する。決定後に実施日を変更した場合は、当初の実施日までに支部に変更後の実施日を報告するとともに、別記様式第2号によるメンタルヘルス講演会等支援事業報告書（以下「報告書」という。）に変更後の実施日を記載し、(4)により支部に提出する。ただし、変更後の実施日は、上記2(2)オのとおり、該当年度の4月1日から2月末日までの間とする。

(4) 団体は、事業が完了した日の翌月10日までに報告書を支部に提出する。

(5) 支部は、報告書を受領後、その内容に基づき、原則、上記(4)の期日が属する月の末日（その日が土曜日・日曜日・休日にかかる場合は、その日前において、その日に最も近い土曜日・日曜日・休日以外の日）に申請団体が管理する口座に助成金を振り込む。ただし、報告書の内容の不備等により支払日を変更する必要がある場合は、支部が指定する日とし、その旨を通知した上で当該口座に振り込む。

(6) 団体は、講師への支払いを証明する書類（〔銀行の振込〕領収書の写し等）を支部に提出する。

〈参考〉助成の事務手続の流れ



附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。